

新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図り、もって私立幼稚園教育の振興と充実を図るために新宿区（以下「区」という。）が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する確認を受けていないものをいう。
- (2) 世帯 私立幼稚園に在籍する園児と生計をともにする者の集まりをいう。
- (3) 保護者 区に住所を有する者で、園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園に入園料及び保育料の納入義務を負っている者をいう。
- (4) 園児 区に住所を有する者で、私立幼稚園に在籍する満3歳児（年度の途中で満3歳に達し、翌年の4月を待たずに年度の途中から入園した園児をいう。）、3歳児、4歳児及び5歳児をいう。ただし、学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

(補助対象及び補助金額)

第3条 区は、園児の保護者に対し、当該年度に当該保護者が納入すべき入園料及び保育料の合計額（当該年度に新宿区私立幼稚園等園児保護者入園料補助金交付要綱に定める入園料補助金の交付を受けている場合にあっては、その額を差し引いた額）を限度として補助金を交付することができる。ただし、園児の属する世帯に当該年度の特別区民税について未申告の者がいる場合は、この限りでない。

2 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

3 前項の場合において、第2条第4号ただし書に規定する保護者が新宿区立幼稚園条例施行規則（平成19年新宿区教育委員会規則第2号）第16条第1項第3号に規定する母又は父であるときは、寡婦又は寡夫とみなして算定した特別区民税の所得割を別表第1各項に該当することとして補助金の額を算定する。

4 第2項の規定にかかわらず、補助金の額は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 年度の途中で住所を異動した場合 各月の1日（4月にあっては、その末日）までに区に住所を有し、かつ、保育料を支払った月数を基礎として別表第2の計算方法に

より計算した額

(2) 年度の途中で退園した場合 当該月分までの保育料支払月数を基礎として別表第2の計算方法により計算した額

(3) 当該年度の5月1日以降に入園した場合 別表第3の計算方法により計算した額  
(補助金の交付申請及び制限)

第4条 補助金を受けようとする保護者は、新宿区長（以下「区長」という。）に対し、私立幼稚園等補助金交付申請書兼口座振替依頼書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、保育料等減免措置に関する調書（第2号様式）及び特別区民税の課税証明書、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する福祉事務所の長の証明書その他の区長が必要と認める書類を添付して、区長が別に定める日までに提出するものとする。

2 前項の規定による申請の際に、補助金の交付を受けようとする保護者は、児童扶養手当証書その他の区長が必要と認める書類を提示するものとする。

3 補助金は、他の地方公共団体が行う同種の補助金と重複して交付しない。  
(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付決定又は不交付決定をしたときは、新宿区私立幼稚園補助金決定のお知らせ（第3号様式）により保護者に通知するものとする。  
(補助金交付決定の変更)

第6条 区長は、既に補助金の交付決定をした場合において当該内容に変更が生じた場合は、新宿区私立幼稚園補助金変更交付決定のお知らせ（第4号様式）により、保護者に通知するものとする。

2 既に補助金の交付決定をした場合において、年度途中で家計が急変した場合には、保護者の申請に基づき、当該事由が発生した日の属する月から、月割りで変更の交付決定をすることができる。

(補助金に関する調査)

第7条 区長は、第4条第1項の規定による申請に係る私立幼稚園の長に対し、必要に応じて、園則その他の入園料及び保育料の額を明らかにする書類の提出を求めるほか、補助金に関して必要と認めたときは、保護者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(状況報告)

第8条 保護者は、園児の退園・休園若しくは転出等又は保護者の転出等の異動が生じたときは、速やかに区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定により保護者から報告を受けたときは、私立幼稚園の長に園児異動に伴う在籍証明書（第5号様式）の提出を依頼する。

(交付決定の取消)

第9条 区長は、保護者が錯誤、偽りその他の不正の手段により補助金を受けたとき又は補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 区長は、補助の対象となった事項に変更があった場合又は交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めその返還を命じるものとする。ただし、返還の対象となった保護者が、区の保育料補助金の交付決定を受け、未交付額がある場合は、保護者の了解を得てこれを返還額の全部又は一部に充当する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

(別表第1)

区 分		補助単価 (年額)		
		第1子	第2子	第3子等
1	生活保護世帯等	308,000 円	308,000 円	308,000 円
2	特別区民税非課税世帯	272,000 円	290,000 円	308,000 円
3	特別区民税均等割のみ課税世帯			
4	特別区民税所得割課税額が77,101 円未満の世帯	115,200 円	211,000 円	308,000 円
5	特別区民税所得割課税額が160,000 円未満の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
6	特別区民税所得割課税額が211,201 円未満の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
上記区分以外の世帯		0 円	154,000 円	308,000 円

## 備考

1 特別区民税所得割課税額は地方税法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用前の額とする。

2 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯をいう。

3 「第1子」とは、第2子及び第3子等に該当しない園児をいう。

4 「第2子」とは、次の各号に掲げるいずれかの者が1人属する世帯に属する園児をいう。

(1) 当該園児よりも年長で、幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所、認定こども園又は特別支援学校幼稚園部に在籍する者

(2) 当該園児よりも年長で、小学校第1学年から第3学年までの者(1階層から5階層までに属する世帯にあつては、小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育機関に在籍している者及び区長が別に認める者)

(3) 当該園児よりも年長で、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達

支援及び医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する者（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）

5 「第3子等」とは、前項各号に掲げるいずれかの者が2人以上属する世帯に属する園児をいう。

6 園児が属する世帯が新宿区立幼稚園条例（平成18年新宿区条例第59号）第7条第3項に規定するひとり親世帯等に該当し、かつ、2階層から4階層までに属する場合における第1子及び第2子の補助単価は、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 2階層及び3階層に属する世帯の第1子及び第2子並びに4階層に属する世帯の第2子 308,000円

(2) 4階層に属する世帯の第1子 217,000円

(別表第2)

別表第1に定める補助金の額 ÷ 12か月（100円未満切捨て） × 保育料支払月数
---

(別表第3)

別表第1に定める補助金の額 × $\frac{\text{保育料支払月数} + 3\text{か月}}{15\text{か月}}$ （100円未満を四捨五入）
---